

## ～特集～

# ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊 ～注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開～

国際協力部教官 伊藤 隆

## 1 「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」発刊までの経緯

国際協力部では、独立行政法人国際協力機構(JICA)と協力して、中央アジア地域の主要国であるウズベキスタン共和国に対し、2002年度から、市場経済化促進のための法整備支援活動を実施してきた<sup>1</sup>。

その過程において、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所<sup>2</sup>からJICAに対し、同国最高経済裁判所が発刊を計画しているウズベキスタン共和国倒産法に関する書籍の作成支援の要請がされた。

このような要請がされた背景は、以下のとおりである。

ウズベキスタン共和国では、旧ソ連邦の解体に伴う1991年の独立後、計画経済体制から市場経済体制への移行が進められているが、その一環として、国営企業の私有化が開始され、企業の破綻処理の必要性が生じたため、1994年<sup>3</sup>に倒産法が制定された。

その後、1998年<sup>4</sup>及び2003年<sup>5</sup>に倒産法の大改正が行われ<sup>6</sup>、新たな再建型倒産手続の導入等が行われたものの、これらの改正法によって導入された種々の新制度に実務の運用が追いつかず、また、これらの大改正に伴い複雑化した倒産法の内容を解説する包括的な書籍も存在しない状況にあった。

このため、同国における倒産法の運用においては、倒産法の運用者である経済裁判所裁判官や、倒産関連国家機関（現行の倒産法第25条の「倒産事件を管轄する国家機関」（現在は、「非独占化及

<sup>1</sup> 当部におけるウズベキスタン共和国に対する法整備支援の取組（「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」発足前まで）については、丸山毅「ウズベキスタン共和国の司法制度について」本誌第4号62ページ、「第1回ウズベキスタン国法整備支援研修（2002）結果の概要」本誌第9号139ページ、「ウズベキスタン招へい専門家報告」本誌第18号95ページ、黒川裕正・小山田実「ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観」本誌第15号4ページ、工藤恭裕「特集：各国法整備支援の状況～ウズベキスタン～」本誌第16号20ページ、「第3回ウズベキスタン法整備支援研修概要」本誌第19号3ページを参照

<sup>2</sup> ウズベキスタン共和国においては、経済分野で発生する紛争や倒産事件は、一般的の民事事件を取り扱う裁判所ではなく、経済裁判所の管轄に属する（経済訴訟法23条1項参照）。経済裁判所は、最高経済裁判所並びに同国の各州（12州）、カラカルパキスタン自治共和国及びタシケント市に設置されている経済裁判所（14か所）から構成される。

<sup>3</sup> この制定当初の倒産法（第1版）は、わずか全35条であった。

<sup>4</sup> この1998年の大改正による倒産法（第2版）は、全133条であった。この大改正により、再建型倒産手続である「外部管財」が設けられた。

<sup>5</sup> この2003年の大改正による倒産法（第3版）が現行の倒産法であり、全192条で構成されている。この大改正により、DIP型の再建型倒産手続である「裁判上の再生支援」が設けられたほか、債務者資産の保全及びその財務状況を分析するための手続である「監視」が設けられた。

<sup>6</sup> 現行のウズベキスタン共和国倒産法の条文訳（仮訳）については、本誌第19号14ページに掲載しているが、本注釈書日本語版の作成に際して、条文訳の改訂を行った。改訂後の条文訳（仮訳）については、本注釈書日本語版の電子データと併せて、法務省ウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>)に掲載する予定である。

<sup>7</sup> 現行のウズベキスタン共和国倒産法の詳細な解説としては、遠藤賢治「ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却」比較法学第38巻第2号129ページがある。

び競争・企業活動支援国家委員会」(以下、「非独占化委員会」という。)がこれに該当する。)や税務機関等)の職員により、倒産法の条文の規定どおりの倒産事件処理がされておらず、恣意的な条文の解釈が散見されること、また、倒産法の大改正により新規に導入された再建型倒産手続の存在自体や具体的な適用方法が必ずしも一般に周知されていないこともあり、再建不能な状態まで企業が放置され、当該再建型倒産手続が活用されていない等の問題が生じていた。

さらに、2003年の倒産法の大改正により、裁判所任命管財人制度が発足したが、裁判所任命管財人が行うこととされた業務内容が多岐にわたる複雑なものであることから、裁判所任命管財人においても、経済裁判所裁判官等と同様に、恣意的な条文の解釈が散見され、適切な倒産事件処理が行われていないという実態があり、倒産法の運用を改善するためには、裁判所任命管財人の倒産法に関する知識の向上を図ることが喫緊の課題とされていた。

このような背景の下、同国最高経済裁判所は、倒産法の運用を改善するために、倒産法に関する包括的な書籍を発刊することを計画していたものである。

この要請に対し、JICA及び国際協力部では、倒産法は市場経済化促進のために不可欠な法律であるところ、倒産法に関する包括的な書籍の発刊は同国における倒産法運用の改善に寄与するものであり、これまでJICA及び国際協力部が同国に対して実施してきた市場経済化促進のための法整備支援活動の目的と合致することから、この要請にこたえることとした。

そして、2004年7月に、JICA短期派遣専門家として同国に派遣された大阪大学大学院高等司法研究科池田辰夫教授、国際協力総合研修所下田道敬国際協力専門員及び当時の国際協力部長田内政宏らが、当時の同国最高経済裁判所第一副長官であり、倒産法に関する包括的な書籍の発刊計画についての責任者であるアジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏(現・非独占化委員会法務部長)と協議の上、同国最高経済裁判所をカウンターパートとするJICA技術協力プロジェクトである「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)を発足させ、ウズベキスタン共和国倒産法に関する包括的な書籍として「注釈書」を作成することを内容とする協議議事録(Minutes of Meeting:M/M)を締結し<sup>8</sup>、当部は本プロジェクトの実施に協力することとした<sup>9,10</sup>。

<sup>8</sup> 本プロジェクト(実施期間:2005年8月~2007年9月)においては、2004年7月に締結した協議議事録(M/M)に基づきウズベキスタン側ワーキンググループが本注釈書の草案の執筆準備を開始し、2004年10月から、従前JICA及び当部が同国に対して実施していた国別特設研修のスキームを利用して、ウズベキスタン側と日本側のワーキンググループが当該草案の協議を開始している。

<sup>9</sup> 本プロジェクトの概要については、拙稿「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」本誌第24号1ページ、「注釈書の在るべき姿について考える」法曹第669号(平成18年7月号)23ページ(法務省ウェブサイトでも閲覧可能(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/genba/manabu.html>))、松嶋希会「ウズベキスタン倒産法注釈書支援」香川孝三・金子由芳編「法整備支援論 制度構築の国際協力入門」(ミネルヴァ書房)130ページのほか、法務省ウェブサイト掲載記事「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトの概要」([http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject\\_1.html](http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject_1.html))を参照。なお、上記の文献等では、プロジェクト名を「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書作成支援プロジェクト」と称しているが、本稿執筆時点では、注釈書の作成支援活動は既に終了し、プロジェクト活動の主軸が「注釈書の普及活動」に移行していることから、プロジェクト名を「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」と称することとした。

<sup>10</sup> ウズベキスタン共和国に対するJICA技術協力プロジェクトとしての法整備支援活動としては、本プロジェクトのほか、名古屋大学大学院法学研究科及び法政国際教育協力研究センター(CALE)が中心となり、同国司法省をカウンターパートとして実施している「ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」(実施期間:2005年11月~2008年9月)がある。杉浦一孝「名古屋大学による法整備支援活動の概要」本誌第27号31ページ、桑原尚子「新々ウズベキスタン便り」CALE NEWS第18号16ページ、第19号24ページ、第20号20ページ、「New ウズベク便り」同誌第21号15ページ、同誌第23号「特集 2007年度CALE・法学研究科プロジェクト紹介」5ページ(市橋克哉)等を参照。なお、同プロジェクトの基本情報は、JICAナレッジサイト([http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf))で公開されている。

本プロジェクトにおいては、ウズベキスタン側及び日本側でそれぞれワーキンググループを形成して、注釈書執筆作業を進めることとした。ウズベキスタン側では、アジモフ氏を責任者とし、経済裁判所裁判官や非独占化委員会の職員等 10 名をメンバーとするワーキンググループが形成され、日本側でも、池田教授を責任者とし、倒産法の専門家等 6 名<sup>11</sup>で構成される「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」を形成したほか、本プロジェクト活動内容の強化のため、2006年4月から、松嶋希会弁護士を JICA 長期派遣専門家としてウズベキスタンに派遣し<sup>12</sup>、ワーキンググループを形成した。そして、両国のワーキンググループが、2004年10月から2006年12月までの間、倒産法注釈書の草案の内容について、継続的に協議を実施して草案の改訂を進め、その結果、2007年3月に「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」（以下、「本注釈書」という。）のロシア語版を発刊するに至った<sup>13</sup>。

この「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」（ロシア語版）は、A5版ハードカバー、全608ページにわたるものであり、3,000部が発刊された。

本プロジェクトにおいては、同国最高経済裁判所の意向により、発刊した本注釈書を流通経路に乗せて書店等で販売する方法は採らず、本注釈書を必要としていると想定される関係機関に無償配布することとしている。

なお、本プロジェクトにおいては、本注釈書ロシア語版の電子データ（PDF ファイル）を最高経済裁判所や非独占化委員会等のウェブサイトに掲載し、だれでも当該電子データをダウンロードできるようにしている<sup>14</sup>。

## 2 注釈書の普及活動～「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーション」の開催

本プロジェクトの本来の目標は、本注釈書の存在を周知し、本注釈書の活用を促すことによって、倒産法の運用の改善につなげることであり、本注釈書はそのための手段として位置付けら

<sup>11</sup> 池田教授以外のメンバーは以下のとおり（順不同、敬称略。肩書は2007年9月現在）。出水順（弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授）、下村眞美（大阪大学大学院高等司法研究科教授）、遠藤賢治（早稲田大学大学院法務研究科教授：委嘱期間は、2007年3月末まで）、伊藤知義（中央大学法科大学院教授）及び当職

<sup>12</sup> 本プロジェクトは、開始当初は、長期派遣専門家を現地に派遣しない形態の法整備支援プロジェクトとして開始された。なお、松嶋希会「国際協力部所属民間人のススメ」本誌第27号87ページ参照

<sup>13</sup> 本プロジェクトにおける注釈書の草案の内容についての協議及び注釈書の草案の改訂作業は、ロシア語及び日本語を用い、通訳・翻訳を介して行った。ウズベキスタン共和国の国語はウズベク語であるが、ロシア語を使用した理由については、①ウズベキスタン共和国においては、現在でもロシア語が民族間交流語として使用されており、ウズベキスタン側ワーキンググループメンバーはロシア語を解したこと（さらに、日本側ワーキンググループメンバーの一部もロシア語を解したこと）、②ウズベキスタン共和国の法令は、正式にはウズベク語で公布されるが、通常、ロシア語版も作成され、本プロジェクトに必要な資料についてはロシア語で入手することが可能であったこと、③本注釈書作成作業における通訳・翻訳者は日本側が確保することとなっていたが（本プロジェクトでは、本邦研修の際に注釈書の草案の内容についての協議を行うこととしていたので、日本において研修監理員を確保する必要があった。）、日本においては、ウズベク語・日本語の通訳・翻訳を行うことのできる人材を確保するより、ロシア語・日本語の通訳・翻訳を行うことのできる人材を確保する方が容易であり、優秀な人材の当てもあったこと等による。本プロジェクトについては、優秀な通訳・翻訳者の助力を得ることができたこと、また、特殊な法令用語については訳語表を作成するなど、通訳・翻訳作業に際しての工夫を行ったこと等により、効率的にプロジェクトを進めることができた。この点の取組については、岡林直子「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して」本誌第31号171ページを参照

<sup>14</sup> 本注釈書（ロシア語版）の電子データについては、本プロジェクトにおける「注釈書の普及活動」の結果、タシュケント市弁護士会やウズベキスタン日本人材開発センター（ロシア語ウェブサイト）等のウェブサイトからもダウンロードできるようになっている。また、2007年9月末現在、ウズベキスタン日本人材開発センター（ウズベク語ウェブサイト）からは、本注釈書のウズベク語版の電子データもダウンロードできるようになっている。

れるものである。

その観点からは、本プロジェクトの活動内容としては、単に本注釈書を発刊することにとどまるのではなく、本注釈書の存在の周知や活用を促す施策を講じることが不可欠である。

そこで、本プロジェクトにおいては、プロジェクト終了時期を2007年9月末に設定した上で、本注釈書発刊後に一定の期間を設け、その期間中に本注釈書の存在の周知や活用を促す施策を講じるための活動を行うこととしており、本プロジェクトにおいては、このような活動を「注釈書の普及活動」と称している。

そして、本プロジェクトの目標を達成するためには、いかに、かつ、だれに対して、「注釈書の普及活動」を行い、倒産法の運用の改善につなげるか、ということが課題となるところである。

「注釈書の普及活動」の実施に際しては、2007年3月の本注釈書ロシア語版の発刊に先立ち、2007年2月に、当部部長の稻葉一生及び当職がJICA短期派遣専門家としてタシュケントに派遣され、最高経済裁判所やウズベキスタン側ワーキンググループ等と、今後「注釈書の普及活動」をいかに実施していくかという問題について協議を行うとともに、「注釈書の普及活動」のための一つの試みとして、JICAウズベキスタン事務所が毎年実施している“JICA annual press tour for journalists”（2007年2月9日実施）に参加することとした。この「プレス・ツアー」は、ウズベキスタン共和国において実施されているJICA事業を同国のマス・メディアに紹介するため、取材陣を当該JICA事業が実際に行われている現場に案内し、当該JICA事業の担当者による取材陣に対する事業概要紹介及び取材陣から当該担当者に対するインタビューを行うものであるが、この「プレス・ツアー」に本プロジェクトも取材対象として採り上げてもらうこととした。「プレス・ツアー」における本プロジェクトの紹介は、非独占化委員会を会場として行われ、稻葉及びアジモフ氏が取材陣に対応した。

ただ、本プロジェクトとしては、本注釈書の存在を民間企業、銀行、大学・教育機関、弁護士会、国際機関等、本注釈書を必要としていると想定される関係機関に知ってもらうことを目的として、法律・ビジネス系の新聞や雑誌等のマス・メディアに対して「プレス・ツアー」への参加を依頼していたのであるが、この「プレス・ツアー」は広くJICA事業一般を紹介することを目的としていることもあり<sup>15</sup>、これら法律・ビジネス系の新聞や雑誌等のマス・メディアの参加を十分に得ることができなかった。その結果、本プロジェクトを採り上げたマス・メディアは少数にとどまり、「注釈書の普及活動」という観点からは十分な成果を上げることができなかつた<sup>16</sup>。事実、本注釈書ロシア語版の発刊後、本注釈書を民間企業、銀行、大学・教育機関、弁護士会、国際機関等に直接配布をするために訪問した際も、本注釈書の存在をあらかじめ知っていた担当者は、ほとんど存在しない状

<sup>15</sup> この「プレス・ツアー」では、非独占化委員会のほか、タシュケント市立第一病院（青年海外協力隊派遣事業）、タシュケント金融大学及び女性企業家協会（共にシニア海外ボランティア派遣事業）も取材対象となっていた。なお、非独占化委員会においては、本プロジェクトと併せて、「ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」の紹介・取材も行われた。

<sup>16</sup> 本プロジェクトがマス・メディアにほとんど採り上げらなかつた理由については、「プレス・ツアー」実施時点では、まだ本注釈書が発刊されておらず、視覚に訴える成果物のない状態では、本プロジェクトのような、ただでさえ抽象度の強い法整備支援活動のイメージがマス・メディアに伝わりにくく、マス・メディアの方でも採り上げにくかったという事情もあると思われる。

態であった<sup>17</sup>。

このようなことから、とりわけ、民間企業、銀行、大学・教育機関等の「民間セクター」に対し、いかに「注釈書の普及活動」を行うかということが課題になってきた。

上述のとおり、現在のウズベキスタン共和国における倒産法の運用についての問題点としては、倒産法の運用者である経済裁判所裁判官、倒産関連国家機関の職員、そして裁判所任命管財人により、適切な倒産事件処理が行われていないことや、改正された倒産法が採用した再建型倒産手続が利用されていないことが挙げられるところである。

このような問題点の改善を図るためにには、これら倒産法の運用者が倒産法に対する理解を深める必要性があることはもちろんであるが、それに加えて、倒産制度の利用者側、つまり、債務者とも債権者ともなり得る民間企業や銀行等に対して「注釈書の普及活動」を行い、倒産法に対する理解を深めてもらうことも極めて重要である。

また、中長期的な視点からは、将来の倒産法の運用の担い手を養成する観点から、法学部、経営学部等を有する大学・教育機関に対しても「注釈書の普及活動」を行う必要がある。

以上のように、本プロジェクトにおいては、倒産法の運用改善のためには、倒産法の運用者に対する普及活動に加え、民間企業、銀行、大学・教育機関等の「民間セクター」への「注釈書の普及活動」が重要であると認識しているところである。

このようなことから、本プロジェクトにおいては、本注釈書発刊後、民間セクターに対する本注釈書の配布に取り組んでいるものの、多種多様の利害関係人が発生する倒産事件においては、民間セクター内で本注釈書を必要とする者を特定し、本注釈書の存在の周知や活用を促す施策を講じることは困難であるのが現状である。



ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーションの様子（2007年6月29日開催　於：タシケント市ナショナル・プレス・センター）

このような事情にかんがみ、本プロジェクトにおいては、本注釈書の発刊を契機として、主に法律・ビジネス系の新聞や雑誌等のマス・メディアを通して、倒産法の運用者はもとより、民間企業、銀行、大学・教育機関等の「民間セクター」に対して本注釈書の存在を広く周知することを目的として、「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーション」（以下、「本プレゼンテーション」という。）を開催することとしたものである。

本プレゼンテーションは、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所とJICAの共催により、2007年6月29日に、タシケント市内にあるナショナル・プレス・センターにおいて開催された。

<sup>17</sup> これらの機関等の担当者に実際に直接注釈書を配布した松嶋専門家の報告による。なお、本プロジェクトにおいては、注釈書が、配布先の機関の長や支店長等ではなく、実際に倒産事件を担当するであろう法務部や融資部等に配布されるようにするために、また、本注釈書を発刊した趣旨や本注釈書の特徴を配布先に直接伝え、併せて、配布先の倒産制度・実務に対する認識等についての情報収集をするために、できるだけ本注釈書の配布先を直接訪問し、本注釈書を直接配布するようにしている。

本プレゼンテーションには、日本側からは、楠本祐一大使（当時）、西宮宣昭 JICA ウズベキスタン事務所長のほか、日本から、本プロジェクト日本側ワーキンググループの長である池田教授と当部署長の稻葉が参列し、池田教授によるスピーチ及び楠本大使からのあいさつを頂いた。一方、ウズベキスタン側においては、アフマノフ・ヌルマット最高経済裁判所第一副長官が本プレゼンテーションの司会を務められ、開会あいさつをされたほか、アジモフ氏によるスピーチ及びウズベキスタン側ワーキンググループメンバーであるオトハノフ・フォジルジヤン・カイダロヴィッチ司法大臣（当時。なお、当日は所用のため、司法省次官が代読）からのあいさつを頂いた。参列者からは、本プロジェクトの実施や本注釈書の発刊についての意義、また、本注釈書発刊後の「注釈書の普及活動」の必要性や今後の計画等について紹介があった。そして、本プレゼンテーション終了後、参列者は、ウズベキスタン側のマス・メディアからの個別取材に対応した。

当日の本プレゼンテーションの参加者は50名程度であり、法律・ビジネス系のマス・メディア<sup>18</sup>のほか、各種政府機関、弁護士会等民間セクター、国際援助機関、周辺国大使館等からの参加があつた。本プレゼンテーションの様子は地元のテレビニュースでも放映されたほか、同国最高経済裁判所や非独占化委員会のウェブサイト等でも紹介されている。また、在ウズベキスタン日本国大使館ウェブサイト (<http://www.uz.emb-japan.go.jp/cooperation/technical-partnership/projects/>) でも紹介されている。

### 3 注釈書ウズベク語版、英語版及び日本語版の発刊

本プレゼンテーション実施時においては、本注釈書はロシア語版のみが発刊されていたが、本プロジェクトにおいては、ロシア語版のほか、ウズベキスタン共和国の国語であるウズベク語により執筆されたウズベク語版、そして、英語版及び日本語版も発刊することとしており<sup>19</sup>、ウズベク語版及び日本語版は、2007年9月末に発刊された<sup>20</sup>。同国においては、ロシア語が通用するのは都市部が中心であり、現在は学校教育もウズベク語で行われていることから、本注釈書の存在の周知や活用を促すためにはウズベク語版の発刊が必須である。事実、4で後述する地方セミナーを実施した際にセミナー参加者から提出された質問票を見ると、ウズベク語版の発刊を望む声が多数記載されていた<sup>21</sup>。ウズベク語版については、4,000部を発刊した。ウズベク語で記載された法律図書が非

<sup>18</sup> ただし、本プレゼンテーションの開催に際しての準備不足等により、本プレゼンテーションのメイン・ターゲットである法律・ビジネス系のマス・メディアの参加数は、当初の想定より少数にとどまり、課題を残した。もっとも、本プレゼンテーション開催後、本プレゼンテーションに参加しなかった法律・ビジネス系のマス・メディアからも、JICA ウズベキスタン事務所に対し、本注釈書についての問い合わせがあると聞いており、法律・ビジネス系のマス・メディアが本注釈書に対し関心を有していないということではないと思われる。

<sup>19</sup> 本注釈書の印刷・製本作業については、ロシア語版及びウズベク語版はもちろんのことであるが、日本語版及び英語版についてもタシケントで行うこととした。これば、日本よりもウズベキスタンの方が印刷・製本作業が安く、より多くの部数を発刊できること、また、本注釈書については、ウズベキスタン側ワーキンググループメンバーが執筆したロシア語版の内容に基づき、日本語版及び英語版を作成しているが、日本語版及び英語版の内容のチェック作業や編集作業については、ロシア語及び英語を解する松嶋専門家及びシャリボフ氏が当該作業に当たることが効率的であることによる。

<sup>20</sup> 本注釈書の英語版については、2007年度中に発刊される予定である。

<sup>21</sup> この点に関連して、本プレゼンテーションの進行はロシア語で行われたが、本プレゼンテーション終了後のウズベキスタン側のマス・メディアからの個別取材の際に、ウズベキスタン側のマス・メディアからは、「このプレゼンテーションはウズベキスタンで開催しているのに、なぜウズベク語を使用しないのか」という質問を複数受けた。なお、地方セミナーの進行は、大部分がウズベク語で行われた。

常に少ない現状にかんがみると、本注釈書のウズベク語版の発刊には、大きな意義があるものと思われる。

また、同国に進出・投資しようとしている外資系企業にウズベキスタン共和国倒産法の内容を知つてもらうことも必要と思われることから、英語版及び日本語版も発刊することとしている。特に、日本語版については、同国を始めとする中央アジア諸国の法制度を日本語で紹介した書籍の数が決して多くない現状にかんがみると、本注釈書の日本語版は、この分野における貴重な資料になり得るものである。本注釈書の日本語版が、日本によるウズベキスタン共和国に対する法整備支援活動の成果物として位置付けられる存在であることはもちろんあるが、それにとどまらず、ウズベキスタン共和国の倒産法制の研究及び倒産実務において実際に活用されることはもちろん、ウズベキスタン共和国倒産法の母法であるロシア連邦倒産法や他の中央アジア諸国の倒産法の比較研究等に活用されることが期待されるところである。

#### 4 「地方セミナー」の開催



地方セミナーの様子（2007年7月12日開催  
於：ホレズム州経済裁判所（ウルゲンチ市）



地方セミナーの参加者（ウルゲンチ市での地方セミナー、中央は松嶋専門家、左隣及び右隣はセミナー講師のウズベキスタン側ワーキンググループメンバー）

本プロジェクトにおいては、上述のとおり、発刊した本注釈書を、倒産法の運用者たる経済裁判所を始めとする各種政府機関や裁判所任命管財人、そして倒産法の利用者たる民間セクターに対し無償配布するとともに、「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーション」のような広報活動も行っている。しかし、同国においては、交通・通信インフラが必ずしも整備されておらず、とりわけ地方においてはインターネット環境も極めて悪いため、首都タシケントとそれ以外の地方との情報格差が大きく、タシケントにおける「注釈書の普及活動」のみでは、同国全土において本注釈書の存在の周知や活用を促すには限界がある。また、「注釈書の普及活動」の性質上、本注釈書の作成に実際に携わった担当者が実施に各地方に赴いた上で倒産法の運用者及び利用者をターゲットとしたセミナーを開催し、当該担当者がセミナー参加者に対して直接、本注釈書を作成した理由や、本注釈書を作成するに際して工夫した点、本注釈書を作成する際に議論になった点等を紹介、説明しつつ、本注釈書の存在の周知を行い、その活用の必要性を理解してもらうことが効果的である。

そこで、本プレゼンテーション開催後、「注釈書の普及活動」の一環として、同国最高経済裁判所、非独立化委員会及びJICAの共催により、ウズベキスタン

共和国の全土、すなわち、同国内のカラカルパキスタン自治共和国、12の州及びタシュケント特別市<sup>22</sup>をカバーする「地方セミナー」を開催することとしている。

この「地方セミナー」については、同国的主要6都市（フェルガナ、ウルゲンチ、サマルカンド、ブハラ、テルメズ、タシュケント）において、2007年7月から8月にかけて開催する計画であったが、2007年9月末現在、フェルガナ、ウルゲンチ、サマルカンド及びブハラにおいて開催済みである。テルメズ及びタシュケントでの開催については、本注釈書のウズベク語版の発刊後に実施した方が、よりPR効果が發揮できると考えられることから、ウズベク語版発刊後に開催される予定である。

各地方セミナーは、二部構成で行われ、第一部においては、ウズベキスタン側ワーキンググループのメンバーが分担して発表を担当し、発表内容のテーマとしては、同国における倒産法制の発展に関するものや、本注釈書で採り上げられている問題をより周知させるためのものが採り上げられた。また、JICA側からは、松嶋専門家及びJICAウズベキスタン事務所職員のシャリポフ・シャリフゾダ氏がすべての地方セミナーに参加して発表を行い、本注釈書草案執筆時に採り上げられた問題点や、本注釈書の構成、あるいは本注釈書を作成するに際して工夫した点等について発表した。

第二部は、第一部の発表内容に関する質疑応答が行われ、セミナー出席者から提出された質問票に対し、ウズベキスタン側ワーキンググループのメンバーが回答することにより進められた<sup>23</sup>。セミナー参加者から提出された質問票には、第一部の発表内容に関する質問のほか、本注釈書の発刊を評価する意見や、ウズベク語版の発刊を期待する意見も多数記載されている。

なお、地方セミナーの詳細については、資料2-3の公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題—倒産法注釈書作成支援を通じて—」における非独占化委員会プラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ倒産企業清算・管財人監督部長による発表「注釈書活用促進のための具体的取組について—地方セミナーの開催—」及びシャリポフ氏による発表「民間セクターに対する倒産制度の広報活動とその必要性について」を参照いただきたい。

## 5 日本における公開セミナーの開催

本プロジェクトにおいては、上記のとおり、ウズベキスタン共和国内において「注釈書の普及活動」を展開してきたところであるが、日本においても、同国から、アフマノフ氏、アジモフ氏、プラトフ氏のほか、フェルガナ州経済裁判所長のソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ氏及び最高経済裁判所国際部のアキロフ・ムズラブホン氏を招へいした上で（なお、シャリポフ氏も来日予定であったが、都合により、来日は中止となった。）、2007年9月3日に、法務総合研究所及びJICA共催による公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題—倒産法注

<sup>22</sup> ウズベキスタン共和国では、タシュケント市は特別市とされており、州と同格とされている。

<sup>23</sup> なお、この地方セミナーにおける質問票の質問事項の内容については、極めて基本的なものが多く見られ、倒産法の条文を見れば回答を容易に導き出せるものも多かったところである。このような現状は、地方においてはいまだ倒産法の内容が必ずしも周知されていないことを物語っているということができ、地方に対する「注釈書の普及活動」を継続することの必要性及び重要性を浮き彫りにしているともいえよう。

釈書作成支援を通じて—」（以下、「本セミナー」という。）を大阪で開催した<sup>24</sup>。



公開セミナーの様子（2007年9月3日開催  
於：法務総合研究所国際協力部「国際会議室」）

本セミナーには約40名が参加し、日本側からは、日本側ワーキンググループメンバーから池田教授及び出水弁護士、そして当部部長の稻葉が発表を行い、ウズベキスタン側からは、アフマノフ氏、アジモフ氏、プラトフ氏及びシャリポフ氏（ただし、シャリポフ氏の発表は、JICA社会開発部第一グループガバナンスチーム竹内麻衣子氏が代読）がそれぞれ発表を行い、その後、会場との質疑応答が行われた<sup>25</sup>。

本セミナーは、本注釈書の発刊を契機として、①ウズベキスタン共和国あるいは中央アジア諸

国に対する日本の法整備支援活動としての本プロジェクトの概要を広く一般に紹介すること、②本プロジェクトの実施過程で判明したウズベキスタン共和国における倒産制度・実務の現状やその問題点を探り上げ、今後の課題について考察する材料とすること、③法整備支援活動における成果物の「普及活動」の実例や問題点等についての情報を、他の法整備支援実施機関・担当者に提供することを目的として開催したものである。

①については、当部のウズベキスタン共和国に対する法整備支援活動は、ベトナムやカンボジア等の東南アジア諸国に対する法整備支援活動と比較すると歴史が浅く、また、本プロジェクトの規模が比較的小さいこともあり、本プロジェクトの活動内容はもちろん、存在自体も余り知られていないのが現状であることから、本プロジェクトの活動内容の概要や意義を広く周知するという発想に基づくものであった。

②については、本プロジェクトは2007年9月末をもって終了するが、本プロジェクトの本来の目標を達成するためには、本プロジェクト終了後も、ウズベキスタン側の実施主体である最高経済裁判所等が「注釈書の普及活動」を継続して実施する必要があるところ、ウズベキスタン側にその必要性及び重要性を改めて考察してもらう機会を設けるという発想に基づくものであった。

<sup>24</sup> 今回の招へいの目的は、アフマノフ氏、アジモフ氏及びアキロフ氏を法務総合研究所において専門家として招へい（招へい期間：2007年8月31日～9月5日）することと併せて、プラトフ氏及びソリエフ氏をJICAにおいて本邦研修員として招へい（招へい期間：2007年8月31日～9月7日）した上で、法務総合研究所及びJICAが協同して「ウズベキスタン倒産法注釈書活用促進に向けたワークショップ」を実施することであった。同ワークショップは、現地において実施した「注釈書の普及活動」等についての招へい者によるプレゼンテーション、本プロジェクトについての招へい者と日本側ワーキンググループメンバーとの意見交換会並びに本プロジェクトの日本側実施主体（JICA）及びウズベキスタン側実施主体（最高経済裁判所）によるプロジェクト合同評価等を実施し、これまでの本プロジェクトの活動内容の総括と本プロジェクト終了後に最高経済裁判所等が取り組むべき課題についての検討を行うことを目的としており、本セミナーの開催は、同ワークショップにおける活動の一環として実施したものである。

<sup>25</sup> なお、本セミナー及び上記ワークショップの実施に当たっては、JICA社会開発部第一グループガバナンスチーム、JICA大阪国際センター、財団法人国際民商事法センター、財団法人日本国際協力センター（JICE）研修監理員の岡林直子氏、大阪外国语大学大学院言語社会研究科の鮎川和美氏等の多大な御協力・御尽力を頂いた。この紙面を借りて厚く御礼申し上げたい。

③については、本プロジェクトのみならず、法整備支援活動においては、その支援活動による成果物をいかに普及し、継続的に有効活用されるようとするかが重要な課題となると思われるところ、本セミナーにおいて「注釈書の普及活動」を探り上げ、法整備支援活動の成果物についての普及活動の具体的実例やその手法、そして今後の問題点等についての情報を他の法整備支援実施機関や担当者に提供し、情報共有を図っていくことは、我が国の法整備支援活動にとっても極めて有益であるという発想に基づくものであった。

本セミナーにおいては、「注釈書の普及活動」というテーマを正面から探り上げ、ウズベキスタン側からも、「注釈書の普及活動」について、かなり具体的、かつ、詳細な発表がされたが、これまでの法整備支援活動に関するセミナー、シンポジウム等においては、活動結果としての「成果物」を探り上げるものは存在しても、本セミナーのように、活動結果の成果物の「普及活動」を探り上げたものは余り存在しなかったと思われる。その理由としては、これまで日本が行ってきた法整備支援活動は、法令の起草・改正支援が多く、その成果がようやく「成果物」として結実する段階にたどり着いたところであって<sup>26</sup>、まさにこれから「普及活動」が行われる段階にあるということもあると思われるが、他の理由として、「成果物」については日本国内においても評価や分析を行うことが可能であるのに対し、「普及活動」は、日本国内ではなく、支援対象国において展開されるため、日本から見ると遠い場所で行われているものであり、なかなか現実のものとして身近に感じられないこと、また、「成果物」は評価や分析の対象として探り上げやすく、どちらかというとセミナー、シンポジウム等の場で探り上げることになじみやすいことに対して、「普及活動」は極めて実践的な活動であり、評価や分析の対象として探り上げにくく、どちらかというとセミナー、シンポジウム等の場で探り上げることにはなじみにくいということ等があると思われる。

そのため、本セミナーのような「普及活動」を正面から探り上げたセミナーについては、日本国内においては、その開催の趣旨が伝わりにくかった点もあると思われるが、最近の日本における法整備支援活動の傾向として、制定された法令の適正な運用を確保するための教材作成や人材育成等が一層重視されつつあるところ、本セミナーのような切り口は、今後、他の法整備支援活動にとつても、必要になってくるのではないかと思われる。一方で、本セミナーのような切り口の場合、「普及活動」の当事者以外のセミナー参加者（あるいは、セミナーへの参加想定者）に対し、いかに「普及活動」についての考察の重要性を伝えていくかが課題となろう。その意味で、本セミナーは一つの新しい試みであったが、今後の他の法整備支援活動にとって何らかの参考となる情報を提供できることにつながれば幸いである。

<sup>26</sup> その例として、ベトナム民事訴訟法（2004年6月成立）、ベトナム改正破産法（2004年6月成立）、ベトナム改正民法（2005年6月成立）、カンボジア民事訴訟法（2006年7月成立）等が挙げられる。もっとも、近年は、「カンボジア王国裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」（本誌第25号3ページ及び法務省ウェブサイト掲載記事(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/CAMBODIA/c-01.html>)参照）、「ラオス法制度整備プロジェクト」（本誌第30号4ページ参照）、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」（本誌第30号114ページ及び本号219ページ参照）等のように、本プロジェクトも含め、法令の適正な運用を確保するための教材作成や人材育成等をプロジェクト目標として設定する法整備支援プロジェクトが増えつつある。

## 6 おわりに

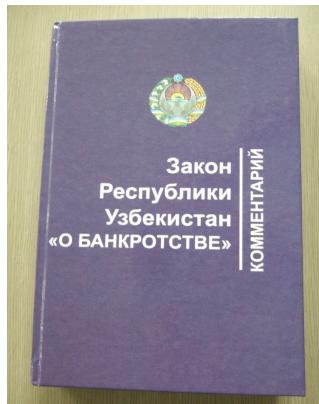
以上、本稿において、本プロジェクトの概要、本注釈書の発刊に至るまでの経緯及び本注釈書発刊以降の「注釈書の普及活動」等について紹介したが、以下、本誌において、「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーション」（資料 1-1～1-3）及び公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題—倒産法注釈書作成支援を通じて—」（資料 2-1～2-4）のプログラム、発表内容（開催記録）及び配布資料等を参考に掲載し、紹介することとしたい。

なお、上記①に関連して、当部としては、引き続き、本プロジェクトの成果等の情報について広く発信していくことが重要であると考えているが、本注釈書（ロシア語版）の電子データについては、現在、法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>) に掲載しているほか、ウズベク語版、英語版及び日本語版の電子データについても、掲載の準備が整い次第、同ウェブサイトに掲載する予定である。

また、本注釈書のロシア語版、ウズベク語版、英語版及び日本語版の電子データについては、今後、JICA ナレッジサイト ([http://gweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf](http://gweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)) にも掲載される予定である。

さらに、本プロジェクトの実施に際しては、ウズベキスタン共和国倒産法の関連法令についても研究を行ったが、これら関連法令の和訳や、中央アジア諸国及びロシア連邦の倒産法等の和訳についても、今後、法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>) に掲載する予定である。

なお、本稿は、上記のとおり、本プロジェクトの概要、本注釈書の発刊に至るまでの経緯及び本注釈書発刊以降の「注釈書の普及活動」等について紹介することを主たる目的としており、本プロジェクトの問題点や本注釈書の内容の分析等については、言及していない。これらの点については、本誌において、別途の機会に採り上げる予定である。



倒産法注釈書：ロシア語版  
2007年3月発刊  
A5版青色ハードカバー  
全608ページ、3,000部発刊

倒産法注釈書：ウズベク語版  
2007年9月発刊  
A5版緑色ハードカバー  
全640ページ、4,000部発刊

倒産法注釈書：日本語版  
2007年9月発刊  
A4版白色ソフトカバー  
全313ページ、400部発刊

資料 1-1：「注釈書発刊プレゼンテーション」プログラム

**ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト  
注釈書発刊プレゼンテーション  
(於：ウズベキスタン共和国タシュケント市)**

1. 日時：2007年6月29日（金曜日） 10:00～11:00
2. 場所：ナショナル・プレス・センター（16, NAVOI street, Tashkent）
3. 主催：ウズベキスタン共和国最高経済裁判所、独立行政法人国際協力機構（JICA）
4. 式次第  
(司会：ウズベキスタン共和国最高経済裁判所アフマノフ第一副長官)

9:30-10:00 開場・参加者登録

10:00 開会

10:00-10:10 開会あいさつ（ロシア語）

アフマノフ・ヌルマット氏（ウズベキスタン共和国最高経済裁判所第一副長官）

10:10-10:25 スピーチ（ロシア語）

アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏

（ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務部長）

10:25-10:40 スピーチ（日本語・ロシア語逐語通訳）

池田 辰夫氏（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

10:40-10:45 あいさつ（ロシア語）

オトハノフ・フォジルジャン・カイダロヴィッチ氏

（ウズベキスタン共和国司法大臣）

10:45-10:50 あいさつ（ロシア語）

楠本 祐一氏（駐ウズベキスタン大使館特命全権大使）

11:00 閉会

終了後 マス・メディアによる個別インタビュー

## 資料 1-2：「注釈書発刊プレゼンテーション」内容紹介（開催記録）

### 開会あいさつ

#### ウズベキスタン共和国最高経済裁判所第一副長官 アフマノフ・ヌルマット氏

ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーションにおきまして皆様にごあいさつさせていただけたことを、光栄に思います。

最高経済裁判所は、ウズベキスタン共和国倒産法（2003年）の注釈書が出版されたことを、この場において御報告させていただきます。この注釈書は、倒産関連法令分野で初の包括的な資料となるものです。

この注釈書は、最高経済裁判所及び日本の国際協力機構（JICA）による共同プロジェクトの成果でございます。プロジェクトにおける注釈書草案執筆作業は、2004年に始まりました。

注釈書草案執筆作業には、ウズベキスタン側の執筆者だけでなく、日本側の倒産制度の専門家にも参加いただきました。

倒産法の制定作業にも携わったアジモフ非独占化委員会法務部長をリーダーに、注釈書執筆のためのワーキンググループには、倒産法を専門とする10名の執筆者が参加しました。執筆者の中には、経済裁判所判事だけでなく、非独占化委員会の職員や、司法省、検察庁の職員等もいます。

これまでに、倒産法注釈書のロシア語版が発刊されました。そして、現在、ウズベク語版の発刊に向け準備を進めているところです。さらに、外国の投資家やビジネス上のパートナーが倒産法への理解を深めることができるよう、英語版及び日本語版の発刊につきましても作業にとりかかっているところです。

注釈書は市販を目的としたものではなく、裁判所、非独占化委員会、税務機関、商工会議所、銀行や、法律、経済、銀行業務、マネージメントを学ぶ高等教育機関、そして公共図書館等への無料配布を目的としています。

また、注釈書が広く活用されるよう、最高経済裁判所のオフィシャルウェブサイトその他のサイト上に、注釈書の電子データを掲載する準備を進めています。

最高経済裁判所、非独占化委員会及びJICAは、7月から、注釈書の紹介を目的としたセミナーを、フェルガナ、ウルゲンチ、サマルカンド、ブハラ、テルメズ、そしてタシケントの6都市で実施する予定です。

最後に、この場をお借りいたしまして、まず、プロジェクト遂行に御協力くださったJICAに対し、そして、包括的な注釈書を執筆し、我が国の経済的・法的システムに寄与くださったワーキンググループのメンバー各位に対し、深い感謝の意を表したいと思います。



## スピーチ 「市場経済の発展における倒産制度の役割について」

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務部長  
アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏

皆様、本日は、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーションに御参加いただき、誠にありがとうございます。

私の方からは、「市場経済の発展における倒産制度の役割について」というテーマでスピーチをさせていただきます。

それでは、本題の方へ移らせていただきます。

倒産法は、市場経済体制下において、不可欠な法制度です。

倒産制度は、債務者を清算することによる商業活動の停止、そ

して、困難な状況に陥った企業に対する再建手続の適用と支払能力回復の機会の供与という2つの方法によって、市場の健全化を達成し得るものです。

ウズベキスタンにおける倒産制度は、1994年5月5日付け倒産法において確立されました。しかし、この倒産法は簡潔なものであり、倒産の際に起こり得るすべての問題を十分に反映していませんでした。この倒産法制定後の1年間、この法律は実質的には機能せず、経済裁判所が取り扱った債務者の倒産事件開始申立事件の件数は、わずか2件でした。

その一方で、これまでの集権的計画に基づき低賃金、低コスト（輸送費、燃料費）で企業活動を行うことに慣れた多くの国営企業が厳しい競争条件に置かれ、財政的に困難な状態に陥りました。このような状況において、企業の倒産メカニズムを機能させることができ、ウズベキスタンの経済を発展させる上で差し迫った要望の一つとなっていました。つまり、倒産制度の適用によって、非能率的な経営を行っている経営者を交替させるとともに、社会的に有意義で、かつ、潜在的な収益力のある産業を保護し、赤字企業を再建し、資産関係の安定性と労働者の雇用を確保するという目的を達成し得るということです。

1995年7月17日に「倒産法の利用促進に関する内閣令」が制定され、赤字企業経営・財政活動調査政府委員会が発足しました。1996年12月11日には、倒産問題の国家統制・管理を目的とする「倒産法の更なる利用促進についての大統領令」(UP-1658号)が発布され、国有資産管理・企業活動支援委員会に属し、企業の倒産防止対策の実施及び調整を行うための組織的、法律的及び経済的条件の保障、倒産企業に対する倒産・再生支援手続の実施、並びに債権者の利益と財産権の保護を目的とする「企業倒産委員会」が設立されました。

1997年に経済裁判所が倒産を認定した企業の数は、137に上ります。

倒産法施行の効果は、1998年8月28日の「倒産法の変更・追加に関する法律」制定後に高まりました。この法律により制定された「倒産法(第2版)」は、旧倒産法と比べると、多くの新しい条項が追加されました。条文数は、35条から133条に増えました。この「倒産法(第2版)」においては、「外部管財」という新しい手続が加えられた結果、債権者の権利



が格段に拡大しました。「倒産法（第2版）」の最も重要な点は、倒産兆候（倒産原因）が「支払不能」から「債務不履行」に変わったということです。「倒産法（第2版）」制定後の倒産事件数は、1998年の439件から、2002年の1,250件に増加しました。

このように、倒産事件の件数が増えるにつれて、実務経験が蓄積され、その一方、倒産法と関連する法令との相互関係の調整について、不十分な点があることが明らかになってきました。そして、倒産法の欠陥を除去する必要性が高まり、「倒産法（第2版）」の変更・追加が求められました。

そこで、2003年4月24日に倒産法の更なる変更・追加が行われ、現行の「倒産法（第3版）」が制定されました。この「倒産法（第3版）」は192条からなり、倒産兆候（倒産原因）や債務者の支払能力回復を目的とした再建手続に関連する多くの新しい規定が含まれており、「監視」と「裁判上の再生支援」という2つの新しい手続に関する章の追加や、裁判所任命管財人制度の導入が行われました。すべての裁判所任命管財人は経済裁判所により任命され、その監督の下に活動を行います。裁判所任命管財人の養成及び資格審査は、倒産事件を管轄する国家機関が実施しています。また、裁判所任命管財人は、その職業団体として、裁判所任命管財人協会を結成しています。

「倒産法（第3版）」の制定は、倒産制度の効率性を著しく高めました。例えば、倒産件数は、2004年は1,742件、2005年は3,677件、2006年は3,545件となりました。このように、経営が破綻した企業に対する清算手続の適用の増加により、経済関係の健全化は活発になっていますが、これはプラスの現象として評価できます。

しかし、その一方で、倒産認定はマイナスの結果も持ち合わせています。というのも、倒産認定は、債務者の財産だけでなく、従業員、パートナー、債権者の権利や利益にも影響を及ぼし、著しい社会的出費を生むからです。それゆえに、倒産法は、再建手続の適用の可能性を規定しているのです。初版から第3版までのすべての倒産法に、債務者の財務健全化（再建手続）の可能性についての規定があります。例えば、倒産法1994年版（初版）は、再生支援という手続の適用の可能性を認めています。1998年版（第2版）では、さらに、「外部管財」手続の導入が規定され、2003年版（第3版）では、「裁判上の再生支援」手続が導入されました。その他にも、初版から第3版までのすべての倒産法に、和議締結の可能性、つまり、債務者・債権者間の特別な合意締結の手続と条件が規定されており、和議の締結により、企業の経済取引が継続し、当該企業の活動を継続することが可能になります。

先ほど申し上げましたとおり、1996年12月11日付け大統領令により、「企業倒産委員会」が設立されましたが、続いて、1999年7月26日付け内閣令第362号により、「企業倒産委員会」は、マクロ経済・分析省（現・経済省）の管轄下に移されました。さらに、2005年4月30日付け大統領令（UP-3602号）により、「非独占化・競争発展委員会」、「企業倒産委員会」、及び「国有資産管理・企業活動支援委員会」の中小・民間企業活動発展局を基盤とした「非独占化及び競争・企業活動支援委員会」が設立され、他の機能と共に、企業倒産分野における国家調整機能がゆだねられました。

企業倒産分野における国家調整の根本的課題の一つが、支払不能状態にある企業や赤字の

企業を明らかにし、それらの企業の財務健全化と再編化の提案を行うことを目的として、定期資本の一部に国家の持分が含まれている企業の財政経済状況をモニタリングし、分析することです。

「倒産法（第3版）」施行以降、倒産事件を管轄する国家機関により、共和国内にある836の大企業の再編化と財務健全化が行われました。その結果、130の企業が倒産状態から、88の企業が赤字状態から脱却しました。

それと同時に、経済裁判所と倒産事件を管轄する国家機関が扱った倒産事件の研究により、企業家、行政・経済機関の職員、あるいは裁判所任命管財人が有する、倒産の基本概念、裁判所任命管財人の法的身分、再建手続等に関する知識のレベルに不十分な点が多いことが明らかになってきました。また、倒産問題について書かれた文献が極めて少なく、倒産法の注釈書も存在しませんでした。

本日紹介する注釈書は、JICAと最高経済裁判所による「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」作成の共同プロジェクトにおいて作成されたものです。このプロジェクトを進めるに当たり、ウズベキスタン側ワーキンググループが結成され、日本側の専門家と法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）の助言・協力の下で、この注釈書の執筆を担当しました。このプロジェクトでは、約2年かけて執筆作業が進められ、その間にウズベキスタン側ワーキンググループメンバーが日本を、日本人専門家がウズベキスタンをそれぞれ訪れ、意見交換を行い、また、セミナーを開催しました。

倒産法注釈書の作成に携わったワーキンググループメンバーは、この注釈書が倒産法適用の際に起り得る難問を解決する一助となること、そして、実務において倒産法が正しく適用されるべく、この注釈書が活用されることを望んでいます。

執筆者一同、JICA及び法務省の御指導と資金援助に対し、深い感謝の意を表したいと思います。



プレゼンテーション参列者。左から池田教授、西宮所長、楠本大使、オトハノフ司法大臣（代読：ホルボエフ司法省次官）、アフマノフ副長官、アジモフ法務部長



プレゼンテーションの参加者。手前右は当部稻葉部長。ウズベキスタン側ワーキンググループメンバーの姿も見られる。

## スピーチ

### 「日本側ワーキンググループから見たプロジェクト活動と注釈書の特徴について」

大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫氏

ただいま御紹介いただきました、大阪大学大学院高等司法研究科教授の池田と申します。

私は、「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」の日本側ワーキンググループの長を務めております。おかげさまで、このプロジェクトが大きな実を結びました。初めての本格的な注釈書がウズベキスタンにおきまして発刊されましたことは、大きな喜びであります。そして本日、その活動に携わった日本側の専門家を代表して、このような場でスピーチさせていただく機会を与えていただき、大変光栄に存じます。



私からは、「日本側ワーキンググループから見たプロジェクト活動と注釈書の特徴について」というテーマで説明をさせていただきます。

このプロジェクトの日本側協力機関は、日本の法務省法務総合研究所国際協力部でありまして、本日は、同部の稻葉一生部長も日本から列席されております。2004年7月、私と当時の同部部長がタシュケントに参りました。先行しております両国の協力の成果を踏まえまして、当時、最高経済裁判所第一副長官であったアジモフ氏等と協議いたしました。その結果、最高経済裁判所が発刊する倒産法の注釈書の作成を日本側が全力で支援することで合意が成立しました。このことにより、本プロジェクトが正式にスタートいたしました。そして、2004年10月には、アジモフ氏やオトハノフ氏等をウズベキスタン共和国倒産法の専門家として日本にお招きました。その際、アジモフ氏及びオトハノフ氏からは、ウズベキスタン共和国倒産法についての講演を頂いております。

本プロジェクトにおいては、まず、ウズベキスタン側ワーキンググループが注釈書草案を作成しました。その草案を日本側ワーキンググループメンバーが検討し、日本側とウズベキスタン側ワーキンググループとで協議をするという形でプロジェクトは進みました。協議は、2年間、定期的に、タシュケントと日本の両方で行われました。

そして、本年3月に念願の倒産法注釈書のロシア語版が発刊されました。

この注釈書を作成するに当たっては、倒産実務に携わる人々にとって役立つ内容とともに、倒産法の専門家でない人々にも分かりやすいように工夫しました。

まず、注釈書の構成ですが、個別条文解説の前に、各章の冒頭に章全体の解説をしています。これにより、各章の概要が分かるようになりました。

条文を別途参照しなくてもよいように、注釈書に条文が記載されています。そして、その条文の各段落に対応して、条文の解説が記載されています。

また、この注釈書では、複雑な倒産手続の流れを理解しやすくするために、各倒産手続の

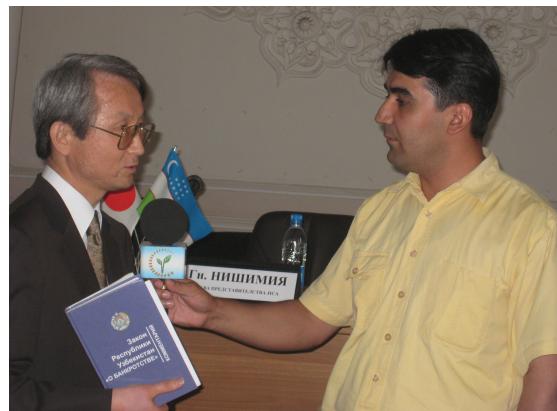
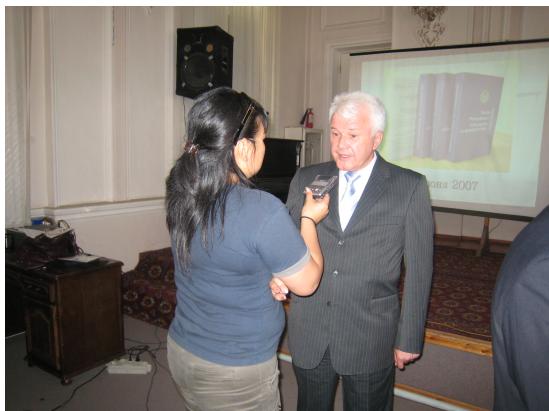
流れを図に示して掲載しました。

さらに、倒産法に関する法令を巻末に収録するなど、倒産実務において使用する際の利便性についても十分配慮した構成や内容となっています。

さて、このような注釈書が発刊されたわけですが、それで実務が自動的に改善されるわけではありません。その意味で、日本側といたしましては、注釈書を発刊したことは、倒産実務改革に向けた一里塚にすぎないと考えております。今後とも、ウズベキスタン側において、この注釈書が効果的に活用されるような継続的な取組が必要であると考えているところです。

ともあれ、この注釈書の存在が広く知られまして、一層活用され、ウズベキスタンにおける倒産実務が改善されますよう、ひいては広く倒産制度にかかわる制度や実務がより良い方向に発展していきますよう、そしてウズベキスタンと日本の友好関係がさらに深まる 것을強く願っております。

最後になりますが、この注釈書の完成は、ウズベキスタン側はもちろんのこと、日本側の多くの関係者の尊い志に支えられております。改めて、関係各位の寝食を忘れた御労苦に対して厚く御礼申し上げる次第です。ありがとうございました。



プレゼンテーション終了後の個別インタビューの様子（左側：アジモフ法務部長、右側：池田教授）



プレゼンテーション受付の様子



学生からの求めに応じ、注釈書にサインをする楠本大使

## あいさつ

ウズベキスタン共和国司法大臣  
オトハノフ・フォジルジャン・カイダロヴィッチ氏  
(代読: ウズベキスタン共和国司法省次官 ホルボエフ・ソビルジョン氏)

本日御列席いただいている関係者の皆様。司法省を代表いたしまして、本日、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーションを開催いただきましたことに感謝申し上げます。ウズベキスタン共和国と日本との間で、様々な分野で友好関係、そして協力関係が発展していることは、とても喜ばしいことです。



その一例として、2005年11月30日、JICAとウズベキスタン共和国司法省との間で、「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」実施についての協議議事録(Record of Discussion)が締結されたことが挙げられます。そして、これまでJICAとウズベキスタン共和国司法省の間のプロジェクトの一環として、企業活動の発展に関する法制度の整備や法令データベース整備に関する調査を行ってまいりました。我々が自信を持って言いたいことは、ウズベキスタン共和国司法省とJICAは、あらゆる分野で有益な協力を続けているということです。

「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」の作成プロジェクトは、最高経済裁判所をメインパートナーとして、2004年に注釈書草案の執筆作業が始まりました。このプロジェクトには、日本の法務省法務総合研究所が協力しています。そして、このプロジェクトの実施のため、ウズベキスタン側の最高経済裁判所、非独占化委員会、検察庁といった機関の代表者と、日本側の専門家から構成されるワーキンググループが設立されました。

このプロジェクトで、ウズベキスタン側ワーキンググループのメンバーが日本を訪れたほか、日本からはJICA短期派遣専門家がウズベキスタンを訪れています。

注釈書の作成のため、最高経済裁判所には様々なオフィス用品や法律関係の資料が届けられました。

今日、私たちは、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書発刊プレゼンテーションという素晴らしいセレモニーの参加者となることができました。この倒産法注釈書は、裁判官、検察官、司法機関の職員だけでなく、経済大学や法科大学の関係者の方々にとっても、役立つものになるでしょう。

最後に、JICAウズベキスタン事務所及び日本大使館の関係者並びに御列席の皆様の御協力に対し感謝の念をお伝えしたいと思います。今後も、共同事業が実り多きものであります。

御清聴ありがとうございました。

## あいさつ

### 駐ウズベキスタン特命全権大使 楠本 祐一氏

御紹介ありがとうございました。

日本とウズベキスタンの法律家や専門家の皆様により、このように素晴らしい倒産法注釈書が完成されたことに対し、感謝を申し上げたいと思います。

2年間にわたり両国の専門家の皆様が精力的に作業を行った結果が、この倒産法注釈書なのです。今日のこの成果は、日本、ウズベキスタン、どちらか一国の成果ではなく、両国が協力したことによるものです。

この意味で、改めて皆様のたゆまない努力を高く評価しております。皆様の作業は大変重要なものであり、また、決して簡単なものではありません。日本は、法制度の整備において様々な経験を有しています。封建主義が崩壊した19世紀半ばの日本では、日本人が、新生日本の再建を始めました。当時外国と交渉する上で一番大事なのは、法制度の整備だという認識を持っていました。法制度の近代化なくしては、外国と交渉することは不可能だったのであります。その際、伝統的な習慣や文化を基にして、法制度の近代化作業を進めたことだと思います。皆様の手元にあるこの分厚い注釈書も同じであると思います。

今後も更に精力的に注釈書の普及活動や広報活動を行わなければなりません。ブハラ、サマルカンド等の各都市で、注釈書の普及活動のためのセミナーが行われるということを聞いておりますが、とても喜ばしいことだと思います。また、共同プロジェクトの成果である注釈書がウズベキスタン全土で普及し始めたということを、大変喜ばしく思います。

御存じのように、今、ウズベキスタンの経済は好調に発展しています。ウズベキスタンには天然資源、人的資源が豊富ですし、皆様は大きな可能性を秘めています。

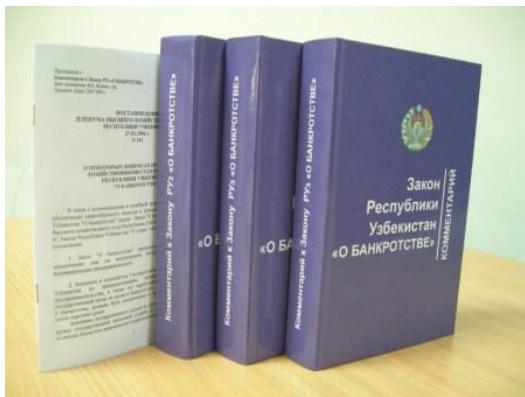
この注釈書は、ウズベキスタンの企業家がビジネスを始める際、また、ビジネスを拡大する際に、大変有益な資料となるものだと思います。そして、日本人投資家を含む外国人投資家にとっても、有益な資料となることでしょう。今、日本の投資家は、ウズベキスタンに投資するチャンスを探しています。彼らは、ウズベキスタンに明るい展望を見いだしています。

倒産法注釈書は、今、更なる見通しを切り開き、多くの外国人投資家の関心を引き付けています。

皆様の努力は、本当に、ウズベキスタンの法制度整備だけでなく、日本とウズベキスタンの友好的な協力関係の発展にも貢献したことだと思います。

改めまして、日本及びウズベキスタンの法律家や専門家の方々に感謝を申し上げます。





# The Commentary to Bankruptcy Law of the Republic of Uzbekistan (Russian edition)

## OVERVIEW

The Commentary to Bankruptcy Law of the Republic of Uzbekistan (Russian edition) was published. This is the first comprehensive practical literature on Bankruptcy Law in Uzbekistan, which is one of the outcomes of a joint project by the Supreme Economic Court of Uzbekistan and the Japan International Cooperation Agency (JICA) under the cooperation of the State Committee of Uzbekistan on demonopolisation, support to competition and entrepreneurship and the Ministry of Justice of Japan. Its Uzbek and English editions are prepared to come out before a long time. They are distributed to relevant organisations (courts, state committees, financial institutions, etc.), educational institutions (faculties of law, economic, management), and also public libraries and expected to be placed on the Internet in digital form ([www.economical-court.uz](http://www.economical-court.uz), [www.antimon.uz](http://www.antimon.uz), etc.).

The bankruptcy regulations are prone to be deemed very special laws applied to enterprises in an unusual circumstance, that is, in a state of insolvency. However, the advancing market economy and the tightening competition among enterprises in line with market principles inevitably bring many companies to insolvency, and bankruptcy becomes the common situation. Accordingly, Bankruptcy Law plays a more important role in the market economy.

The first bankruptcy law in Uzbekistan was enacted in May of 1994. After it was revised in 1998 in accordance with the economic development of the country, the changing society and economy again required the thorough reform of the bankruptcy system. In April of 2003 Uzbekistan adopted its new bankruptcy law, which transformed the bankruptcy procedure to more complicate one. Moreover, the development of economy and business had been involving more persons and organisations in the bankruptcy matters. These

necessitated the commentary to be published for the unified and efficient operation of Bankruptcy Law to be shared by those working within the bankruptcy mechanism.

The publication of the Commentary never solely automatically solves problems occurring in practice or improves the present situation, either. Numerous issues were discussed in the course of making the Commentary, and some are explained in the Commentary after the extensive discussions. These explanations, however, are not conclusive. Furthermore, some issues remain unsettled. It should be emphasised that the improvement and development of the bankruptcy regime of Uzbekistan definitely depend on further discussions among a wider range of practitioners, scholars and anyone involved in business. The Commentary will hopefully contribute to this process.

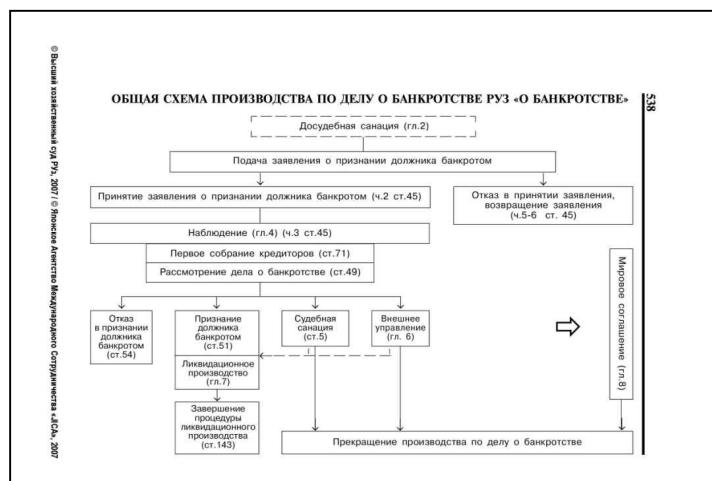
## **CONTENTS OF THE COMMENTARY**

The Commentary aims at introducing Bankruptcy Law, which was enacted in 2003 and consists of the 12 chapters and 192 articles, by way of explaining each provision with the introductory summary at the beginning of each chapter.

The Law provides financially struggling companies with options to recover under Judicial Rehabilitation (Ch.5) or External Management (Ch.6), and to terminate in Liquidation Proceedings (Ch.7). Additionally, Prejudicial Rehabilitation (Ch.2), the Supervision process (Ch.4), the scheme of an Amicable Agreement (Ch.8), the specific regimes available to certain organisations (Ch.9) and to individual entrepreneurs (Ch.10), and the simplified liquidation framework (Ch.11) are incorporated in the Law.

Newly introduced in 2003 systems are: Supervision, which is, in principle, a firstly applied procedure to a corporate-debtor after the commencement of the bankruptcy proceedings for the purpose of investigating the financial situation of the debtor and deciding a subsequently applied measure to rehabilitate or liquidate; Judicial Rehabilitation, which is a Debtor-In-Possession rescue scheme; and Court Receivers, who are specially qualified to administer the bankruptcy proceedings.

<p><b>386</b></p> <p><b>Глава 7.</b></p> <p><b>ГЛАВА VII. ЛИКВИДАЦИОННОЕ ПРОИЗВОДСТВО</b></p> <p>Данная глава определяет ликвидационное производство в отношении должника.</p> <p>Целью ликвидационного производства является правомерная реализация имущества должника и направление полученных средств на соразмерное удовлетворение требований кредиторов, а также объявление должника свободным от долгов. Ликвидационное производство осуществляется ликвидационным управляющим, который назначается хозяйственным судом по представлению собрания кредиторов или государственного органа по делам о банкротстве. Ликвидационное производство начинается с принятия решения о признании должника банкротом. Срок ликвидационного производства, по общему правилу, составляет один год.</p> <p>С момента принятия судом решения о признании должника банкротом, он лишается всех полномочий по управлению и распоряжению имуществом и должен передать ликвидационному управляющему бухгалтерские документы, печати, штампы и другие ценности. Ликвидационный управляющий, кроме ведения реестра требований кредиторов, должен произвести инвентаризацию и оценку имущества должника, разработать план ликвидации и график реализации имущества, представить кредиторам и в суд отчет о своей деятельности и финансовом состоянии должника и т.д. на рече, чем раз в месяц. График продажи имущества должен быть согласован с собранием кредиторов. План ликвидации также согласовывается с кредиторами путем одобрения кредиторами, представляющими не менее двух третей суммы требований. Имущество должника подлежит реализации путем проведения открытых торгов в установленном законодательством порядке. Ликвидационная масса формируется согласно требованиям статьи 130 Закона. Очередность удовлетворения требований кредиторов определена в статье 134 Закона. На расчеты с кредиторами направляются средства, полученные от реализации всего имущества должника, при этом все обязательства, вне зависимости от того, получили они полное удовлетворение или нет, считаются погашенными. По завершении расчетов ликвидационный управляющий представляет в хозяйственный суд отчет о результатах проведения ликвидационного производства. Хозяйственный суд рассматривает отчет и выносит определение о завершении ликвидационного производства. Ликвидационное производство считается завершенным с момента внесения в единый государственный реестр юридических</p> <p>© Высший хозяйственный суд РУз, 2007 / © Японское Агентство Международного Сотрудничества «JICA», 2007</p>	<p><b>Глава 7. Статья 124</b></p> <p><b>387</b></p> <p>лиц записи о ликвидации должника. Оставшееся имущество должника, в случае отказа учредителей (участников), собственника имущества от его получения, передается на баланс органов государственной власти.</p> <p><b>Статья 124. Открытие ликвидационного производства</b></p> <p>Принятие хозяйственным судом решения о признании должника банкротом влечет <b>открытие ликвидационного производства</b>.</p> <p>Срок ликвидационного производства не может превышать один год. При необходимости этот срок может быть продлен определением хозяйственного суда.</p> <p>Срок ликвидационного производства может быть продлен по ходатайству лица, участвующего в деле о банкротстве, либо по инициативе хозяйственного суда.</p> <p>Определение хозяйственного суда о продлении срока ликвидационного производства может быть обжаловано (опротестовано).</p> <p>Комментируемая статья определяет порядок открытия ликвидационного производства, определяет срок ликвидационного производства и возможность его продления.</p> <p>1. Часть первая статьи определяет, что решение хозяйственного суда о признании должника банкротом является основанием для открытия ликвидационного производства.</p> <p>При принятии решения судом, в соответствии с пунктом 30 постановления Пленума Высшего хозяйственного суда от 27 января 2006 года №142, необходимо указывать в решении о признании должника банкротом и открытии ликвидационного производства конкретный срок представления ликвидационным управляющим отчета о проведении ликвидационного производства. Кроме того, в решении отражаются сведения о ликвидационном управляющем, его фамилия, имя, отчество и размер его вознаграждения (если имеется решение собрания кредиторов). Если решение собрания кредиторов о размере вознаграждения ликвидационному управляющему отсутствует, то суд может вынести определение суда позднее (после принятия решения о признании банкротом), в котором указываются размер и порядок выплаты вознаграждения данному судебному управляющему.</p> <p>Следует иметь в виду, что решение о признании должника банкротом может быть обжаловано в общем, установленном ХПК порядке для обжалования решений хозяйственного суда, что отражено также и в пункте 21 постановления Пленума ВХС РУз №142 от 27 января 2006 года.</p> <p>© Высший хозяйственный суд РУз, 2007 / © Японское Агентство Международного Сотрудничества «JICA», 2007</p>
--	--



Apart from the article-by-article explanations, the Commentary includes flow diagrams, with which principal procedures are illustrated, and a collection of legislation relating to bankruptcy.

## CONTACTS

Japan International Cooperation Agency (JICA) (S. Sharipov, K. Matsushima)  
 International Business Centre, 107-B Amir Temur Str., Tashkent, Uzbekistan 100084  
 Tel.: (998 71) 1207966 / Fax.: (998 71) 1207968 / E-mail: [info@jica.uz](mailto:info@jica.uz)  
 Contact persons: Programme Officer S. Sharipov and JICA Expert K. Matsushima

\* Contact JICA for the electronic data (more than 2 MB).

JICA will copy it onto your CD or memory stick, or send it by email if possible.

\* The Commentary is distributed for free and not for sale.